

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

関ヶ原町長

## 公表日

令和7年10月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、資格確認書等の引き渡し等の事務を行っている。 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険広域連合ごと保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム(市町村版)、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号入力などの作業はなく、システムの連携のみであるため。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	権限がある担当者のみアクセスできるよう設計されており、使用できる職員をIDで管理し、ログイン時には生体認証により照合している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I 5. ②所属長	住民課長 河島玲子	住民課長 三宅芳浩	事後	
平成28年9月16日	II 1. いつ時点の計数か	平成26年7月22日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月16日	II 2. いつ時点の計数か	平成26年7月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II 1. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II 2. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和4年4月20日	I .3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別	事後	
令和4年4月20日	I .4① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年4月20日	I .4② 法令上の根拠		(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2第82の項	事後	
令和6年5月28日	II . 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年5月28日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月28日	II . 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和6年5月28日	II . 2. いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月28日	III. しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務づけられる	事後	
令和6年8月26日	I .1②事務の概要	なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム	なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム	事後	
令和6年8月26日	I .3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	事後	
令和6年8月26日	I .4② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2第82の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	
	I .1② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収	事後	事務内容の変更に伴う変更
	IV. 8 人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	様式変更に伴うもの
	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	様式変更に伴うもの